

松戸市虐待防止連携推進会議
会 議 録

令和8年度 第1回 松戸市虐待防止連携推進会議 会議録

日時：令和8年8月4日（火）

午前10時00分～12時00分

会場：松戸市役所新館7階大会議室

○出席構成員：17名

堀内 章子	構成員	神保 正宏	構成員
竹内 公一	構成員	川越 正平	構成員
小松 世幸	構成員	佐藤 一弘	構成員代理
赤池 武明	構成員代理	恩田 忠治	構成員
堀越 秀樹	構成員	梶原 栄治	構成員
小川 早苗	構成員	藤田 真人	構成員
星野 大和	構成員	萩原 得誉	構成員
川崎由季子	構成員	青砥 英一	構成員
南 進史	構成員		

○欠席構成員：2名

須田 仁	構成員	和座 一弘	構成員
------	-----	-------	-----

○事務局出席者

こども家庭センター	川上所長	中村専門監	石原 吉田
地域包括ケア推進課	松崎課長	関根課長補佐	小林 成田 齋藤 野澤
障害福祉課	飯嶋課長	神山課長補佐	豊永 内富
指導監査課	直江課長	岩永課長補佐	菊地 山田 小松
福祉政策課	鳴原課長		

傍聴者 2名

- 議事内容
- (1) 報告 1 松戸市虐待防止条例制定の経緯
 - (2) 報告 2 令和 7 年度児童虐待防止に係る取組
 - (3) 報告 3 令和 7 年度高齢者虐待防止に係る取組
 - (4) 報告 4 令和 7 年度障害者虐待防止に係る取組
 - (5) 報告 5 令和 7 年度施設従事者等による虐待防止に係る取組
 - (6) 報告 6 令和 7 年度松戸市虐待防止条例に係る取組
 - (7) 議題 1 令和 8 年度松戸市虐待防止条例に係る取組

◎開 会

事務局 本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより令和8年度第1回松戸市虐待防止連携推進会議を開催いたします。

本日、司会進行を務めます地域包括ケア推進課の〇〇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本会議は、令和2年4月1日に施行されました松戸市虐待防止条例第15条、推進体制の整備の規定を踏まえまして開催するものであり、3虐待の関係分野の有識者の皆様が一堂に会し、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の現状を共有しつつ、これらの虐待防止に資する効果的な取組を推進するため、議論や意見交換を行う場となっております。

本日、オンラインを活用しての会議となります。ネット環境の不具合等で、ご不便をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解とご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

◎挨 拶

事務局 そうしましたら、お手元の次第に沿って進めてまいりたいと思います。

次第2、福祉長寿部長、〇〇よりご挨拶を申し上げます。

◎構成員自己紹介

事務局 ありがとうございます。

続きまして、次第3、構成員紹介につきましては、構成員の皆様から自己紹介をお願いしたいところではございますが、お時間の都合上、今年度より変更のあった構成員のみご紹介させていただきます。

◎報告・議事

そうしましたら、次第4、報告、議題に移ります。

お手元にございます松戸市虐待防止連携推進会議設置要綱第3条第2項の規定に従いまして、本会議の議長は松戸市福祉長寿部長となります。これからの議事につきましては、議長

に進めていただきたいと存じます。

〇〇福祉長寿部長、どうぞよろしくお願いいたします。

議長 改めまして、議長を務めさせていただく福祉長寿部長の〇〇でございます。皆様、よろしくお願いいたします。

まず、会議の公開についてですが、本会議は、松戸市虐待防止連携推進会議設置要綱第5条の規定に基づき、公開となっております。〇〇〇〇様ほか1名の方から、本日の会議を傍聴したいとのことですが、許可してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

◎報告1 松戸市虐待防止条例制定の経緯

議長 それでは、報告1「松戸市虐待防止条例制定の経緯」について、事務局より説明、報告をお願いいたします。

事務局 それでは、資料1「松戸市虐待防止条例の制定の経緯」について、事務局よりご説明いたします。

1ページをご覧ください。

本市における虐待防止条例制定の経緯についてご説明いたします。

本市では、児童、高齢者及び障害者虐待の通告・通報件数が増加傾向にある中、近隣市で児童虐待による重大事案が発生したことや、関係機関において3虐待が連携した取組の検討が進められました。

また、令和元年度には、児童、高齢者、障害者それぞれの虐待防止ネットワークが整備されるに至ったことを契機として、さらなる虐待防止の対策に関する議論や動きが加速し、本市の虐待に対する姿勢等を示すために、松戸市虐待防止条例を令和2年4月1日に制定、条例制定に合わせて、3虐待の連携を推進するため、松戸市虐待防止連携推進会議が設置されました。

続いて、2ページをご覧ください。

本条例は、「虐待のない誰もが安心して暮らせるまちの実現」を目的とした理念条例です。条例では、3つの基本理念を掲げています。1つ目は、虐待を決して行ってはならないこと、2つ目は、命と尊厳を守ることを最優先とし、被養護者等・養護者等の人権が共に尊重されること、3つ目は、市、市民、関係団体、地域社会が主体的かつ協力して取り組むことです。

これらの基本理念の下、それぞれの役割や施策の方向性を定めるとともに、児童、高齢者、障害者の3分野が連携した効果的な取組を推進するため、松戸市虐待防止連携推進会議を設置しております。

さらに、令和6年度からは、各分野が実施してきたネットワーク機能の一部を本会議に集約し、年2回開催することで、分野横断的な連携を一層強化しております。

続いて、3ページをご覧ください。

こちらは、本会議と各虐待防止ネットワークとの関係を示した図です。

本会議では、児童、高齢者、障害者の3虐待に共通する課題や分野横断的な取組について協議・推進いたします。

一方、各虐待防止ネットワークでは、それぞれの分野における専門的な課題への対応や個別の取組をさらに深化・推進してまいります。

このように、本会議と各ネットワーク、それぞれの役割を担いながら、相互連携・補完し、虐待防止対策を総合的に推進していく体制としております。

最後に、4ページをご覧ください。

こちらは、近年5年間における各虐待の通報受理及び認定件数の推移をまとめたものです。詳細な件数や分野ごとの状況につきましては、後ほど担当課より資料に基づいてご報告いたします。

事務局からのご説明は以上です。

議長 ありがとうございました。

◎報告2 令和7年度児童虐待防止に係る取組

議長 続きまして、報告2「令和7年度児童虐待防止に係る取組」について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 続きまして、資料2「令和7年度児童虐待防止に係る取組」について、こども家庭センターよりご説明いたします。

児童虐待防止の取組として、母子保健と児童福祉の一体的な取組を推進し、支援体制の強化を図るとともに、児童虐待防止ネットワークにおける関係機関のさらなる連携の強化を図り、児童虐待の予防に努めているところです。

それでは、令和7年度の児童虐待防止ネットワークの実績を報告いたします。

スライド1をご覧ください。

1点目の広報啓発活動については、当センターで作成したパンフレットを相談窓口に配布し、こども相談カードについては、昨年度に引き続き、夏休み前に市内の小中高校生全員5万5,000人に配布いたしました。

下段の情報交換については、こども家庭センターの取扱児童について、教育委員会や警察署と情報共有をする機会を設けております。現在支援を実施している児童生徒や次年度に進学予定の児童生徒をあらかじめ共有し、こども家庭センターでの支援の状況を伝える中で、その後の支援につなげております。

スライド2をご覧ください。

上段の専門職研修会についてです。

講師には、医療社団法人メンタルクリニックなごみ副院長、須藤康宏様をお招きし、「震災対応の現場から学ぶ～トラウマケアにおける連携の力～」をテーマに講演いただきました。

受講者からいただいたアンケートでは、「被災直後ではなく、その後二、三年後から心理的な影響が出てくるということを知り、直後に大丈夫そうな人でも話を聞く必要があると思いました」といった感想をいただきました。

下段の医療機関ネットワーク研修会については、東京科学大学准教授、山岡祐衣様を講師にお招きし、「おやこを支えるための親子関係形成支援と訪問型支援」をテーマに講演いただきました。

受講者からいただいたアンケートでは、「親子の関係性は、やり取りを通して育まれていくため、感受性と応答性が高いほど乳児が安定した愛着関係を築く可能性が高いということが印象に残った」といった感想をいただきました。

続いて、スライド3をご覧ください。

上段、子育て講演会については、児童家庭支援センターオリーブ様との共催で、「子どもを守ろう！スマホ時代の大人の教科書」をテーマに、千葉県警察東葛地区少年センター様にご講演いただきました。4月末時点の動画の視聴回数は631回でした。

受講者からいただいたアンケートからは、「闇バイトのメール事例や何が個人情報の流出になるかよく分かりました」「子どもが携帯電話を持つ時代になってきました。家庭のルールはそれぞれだと思いますが、ルールを考える際の参考になると感じました」といった感想をいただきました。

下段のヤングケアラー支援については、こども家庭センターに令和6年4月からヤン

グケアラーコーディネーターを配置し、児童との関係性構築を図るとともに、関係機関とのパイプ役などの支援やヤングケアラーについての普及啓発活動を実施してまいりました。

記載のとおり、支援者向けの講演会を行い、いただいたご意見では、「お手伝いとケアの違いを理解できた」ことや、「ヤングケアラーへの気づきや家庭全体を支援していくこと等、それぞれの業務でも生かしていきたい」との感想をいただいております。

続いて、スライド4をご覧ください。

アドバイザー研修については、令和7年度から複数の講師をお招きし、専門的な立場からの助言に加え、ケースワーク的な観点などの多角的な視点からご指導いただきました。

下段、「子どもに関わる市職員等への体罰予防の取組」についてです。

令和7年度の取組として、市職員や教職員がノー・ヒット・ゾーンに関する基礎知識を学ぶ機会をつくるため、鴨川市立国保病院長、小橋医師に作成いただいた動画をYouTube配信いたしました。

スライド5をご覧ください。

児童虐待防止ネットワークでは、記載のとおり、関係機関との連携を図るため、それぞれの役割を切って、役割が異なる会議体を設けております。

続いて、スライド6をご覧ください。

養護者虐待通告受理状況となっております。

過去5年間の通報件数、虐待認定件数となっております。令和7年度の虐待認定件数は1,525件です。令和6年度1,360件から165件増加しております。

続いて、スライド7では、虐待の類型ごとを示しております。

心理的虐待が644件で、虐待相談全体の42%を占めております。次いで、身体的虐待が569件、ネグレクトが282件、性的虐待が30件となっております。心理的虐待が一番多い傾向が続いており、令和3年度から同様の傾向となっております。

以上、令和7年度の活動報告とさせていただきます。

続きまして、本日欠席となっております〇〇構成員より2点のご意見をいただきましたので、紹介させていただきます。

まず、1点目につきましては、体罰に関する啓蒙方法についてです。

現在、市の職員や教育関係者に対して、研修会などを通して、体罰について啓蒙・広報活動が活発に行われていることは、大変喜ばしいことであると考えます。特に子どもたちの虐

待の防止の面からも、これは大きな前向きな機会になると思います。しかし、啓蒙活動をさらに市民の側に広げるために、様々な方法を考えていく必要性もあります。

体罰を一般市民に広く理解してもらうためには、体罰が法律で禁止されているという事実だけを伝えるだけでは十分ではありません。体罰とは何か、なぜ体罰が問題なのか、体罰に代わる方法は何かを科学的根拠と具体例を交えて分かりやすく伝えることが重要です。例えば、体罰とは何かを具体的に伝えるためには、殴る蹴るだけではなく、頭をたたく、長時間正座を強いるなども体罰に当たることを、イラストや事例を用いて示します。

次に、なぜ体罰が問題なのかを科学的に説明することが重要です。脳の発達への影響や自己肯定感の低下、攻撃性や不安の増加、親子の信頼関係への影響、暴力の世代間連鎖等、研究で示されている内容を平易な言葉で伝えることが大切です。そして、最後に、体罰をしないしつけなど、体罰に代わる方法を紹介することも重要です。

ここで教育者は、ではどうすればいいのかを知りたいものです。例えば、子どもの気持ちを受け止める、よい行動を具体的に褒める、年齢に応じたルールを一貫して示す、必要に応じて一定時間その場を離れ、双方が落ち着いてから話し合うなど、具体的な方法を紹介することも肝要です。

一般市民への啓発では、体罰をなくすことは子どもを甘やかすことではなく、子どもの健全な発達を守り、将来の社会全体をよりよくするための投資であるという視点を強く訴えることで、保護者や教育関係者等、市民にも幅広く受け入れやすい啓発になると考えます。

続いて、2点目につきましては、包括的性教育についてです。

現在、子どもに対する性暴力・虐待が問題となっています。特に残念ながら、教職員からの性暴力も決してやむことはありません。子どもの側からすると、前もってプライベートゾーンというものが個々の人間にはあり、その場所は他人から安易に接触させてはならないところであること等を十分に教育しておく必要があると考えます。

このような子どもの人権を重視した性的観点からの包括的性教育を、今後さらに積極的に進めていく必要があります。このことが、不幸にも性被害に子どもが遭ったときに、子ども自らが性暴力被害を第三者に訴え、うちに籠もることを防ぎ、性犯罪の抑止力になると考えます。

以上、〇〇構成員からご意見をいただきました。

続きまして、このご意見に対して、事務局のほうから回答させていただきたいと思います。まず、1点目の体罰についての啓蒙・広報活動についてです。

先ほどご説明いたしました、児童虐待防止ネットワークにおいては、子どもに関わる市職員等への体罰予防の取組について、市職員や教職員が体罰に関する基礎知識を学ぶための機会として、昨年度、ユーチューブ動画を配信いたしました。実際に心配な状況の子どもを見かけた際の対応方法を学ぶための研修として、講義だけでなく、ロールプレイによる実際の声かけ方法等を含めた動画を作成し、児童虐待防止ネットワークの構成機関や庁内の職員に配信しています。より多くの市職員や教職員などに理解してもらい、その知識をそれぞれの職場で生かせるように取り組んでいるところでございます。

一般の市民の方に対しても、体罰防止についての取組の必要性は認識しており、現在11月に実施しておりますオレンジリボンキャンペーンを通じて、広く児童虐待について周知を行っております。また、学校から体罰のリーフレットを配布・配信しております。

そして今後、市民向けの講演会などで、体罰防止などをテーマにした周知などを実施する予定でございます。〇〇構成員のご意見を踏まえまして、引き続き効果的な啓発方法について検討してまいりたいと思います。

続いて、包括的な性教育についてです。

性的な被害の実態を踏まえると、子ども自身が自分の性にまつわることに正しい認識を持つことの重要性は、〇〇構成員ご指摘のとおりと認識しております。

松戸市では、3歳児健診にて来所される保護者の方全員に、幼児期から始まる性の学びに関する啓発のチラシを配布しております。また、保護者の団体からの依頼を受けて、保護者のための性教育を説明するパートナー講座を実施しております。そして、ホームページも活用して、千葉県が実施しております思春期の保健相談や性被害に関する情報提供を行っているとところでございます。

保護者が家庭内で性教育を実践できることや、子ども自身が周囲から受ける不適切な言動に気づき、相談し、深刻な状態に至らないようになるなど、包括的に性教育を実施していくことは重要であると認識しております。性教育に関する貴重なご意見として参考にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長 〇〇構成員のご意見を踏まえて、ご説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

〇〇構成員、お願いします。

構成員 ありがとうございます。

資料１についての質問でもよろしいでしょうか。

資料１のページのスライド３ですけれども、事前質問の①として書かせていただきました。この連携を実行たらしめるためにというところで質問させていただきました。来年度以降、日程の検討も可能かということで質問させていただきます。

各虐待防止ネットワークとこの会議との日程の関係ですけれども、児童に関しては、令和８年６月と来年の２月に行われて、来年度の虐待防止連携推進会議、８月に開催するとすれば、８月にその議論が報告されるかと思います。

一方、高齢と障害に関しては、７月にネットワーク会議を行いますので、８月上旬にこの会議を設定すると、実際に虐待、障害のところでも書いてありますけれども、資料作成が間に合わないというような課題も書いてあります。ご指摘のとおりだと思います。ですので、間に合わないというよりか、間に合うような形で、うまく日程を調整することができないだろうかということです。

実際に７月２３日、高齢者虐待防止ネットワーク会議を行いましたけれども、構成員のほうから、虐待だけが課題ではない、そのほかの課題もある。通報や認定も大事だが、多分野・多機関協働による支援が本質であるなどの議論もされました。

そして、施設虐待に関しては、啓発・啓蒙・研修だけでは不十分で、働き方やケアの評価などのそういった啓発も大事だ、その質を高めることが大事だ、そんな意味ある議論もできましたので、そういった議論がここに盛り込まれて、この会議、資料としてなるといいのではないかというふうに思いましたので、どこかの時点から、このネットワーク会議、下の会議と親会議の十分な間隔というものを考慮した上での開催日時の決定というものが必要なのかなと思います。

以上です。

議長 事務局、いかがでしょうか。

事務局 確かに〇〇構成員のご指摘のとおり、各ネットワーク会議と連携推進会議の日程間隔が短く、すぐに連携推進会議を開催してしまうという課題があるかなと思います。

次年度にいたしましては、また各関係課や、各ネットワークの会長との、ご調整になるかなとは思いますが、各ネットワークで共有された内容が連携推進会議の資料に報告ができるよう、引き続き調整してまいりたいと思います。ありがとうございます。

議長 ほかにご質問やご意見ございますでしょうか。

構成員 松戸市教育委員会学校教育部長の〇〇と申します。よろしくお願いします。

本日、議題に関することに関しましては、私たち学校教職員の間でも、非常に重い課題だと受け止めております。

また、その中で非常に、〇〇構成員からもご意見いただいているような状況でございますが、やはり体罰についていいますと、殴るとか蹴るだとか、そういった部分については、大分解消されている状況であります。

一方で、これは体罰なのか体罰じゃないのかというところが、揺れるところがあるところがあります。〇〇構成員の中にも、そういったご指摘がありますが、ただ、そうやって疑念を持たれること自体がもう駄目だというようなところで、我々学校教職員の間でも研修等を深めており、また今後も、そうした研修に努めてまいりたいと思っております。

また一方で、性暴力に関しまして、様々な法律がここ数年で立ち上がっております。その法律の趣旨もそうなんですけれども、やはり人道的に、法律に定められていないことにつきましても、そういったことも考えていかなければいけない時代であるというところで認識しております。

また、そのほかにも、ヤングケアラーですとかそういった問題も、なかなか家庭の中のことで、見えにくいところがまずあるところというところが実情でもございまして、そうしたところも学校教員として、何ができるのか。どのような観点を持って子たちの観察に当たればいいのか、そういうところも今後の課題としているところでもございます。

引き続き、皆様からのご支援、ご助言等をいただきながら、問題のない学校経営、子どもたちにとって安全が確保される学校経営に努めてまいりたいと思います。いろんなご意見をいただければ幸いです。

以上です。

議長 ありがとうございます。

そうしましたら、こちらからご質問させていただければと思うのですが、法務局のほうで、人権擁護委員の方が人権相談を受けたり、人権の考え方を広める活動をされるなどの人権意識の周知啓発を行われているかと思います。

そうしたこれまでの人権に関する啓発活動での課題や今後の取組、予定されている取組などを、また外国籍の児童の人権に関する課題などがございましたら、千葉地方法務局松戸支局の〇〇構成員のほうにお話をお伺いできればと思います。

構成員 ご指名いただきました千葉地方法務局松戸支局の〇〇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

少し質問が大き過ぎるので、もうちょっと分けて、お話をこちらのほうでしてもいいのでしょうか。

今のお話というのは、虐待をメインにしたような感じなんですか。そうすると、当然、人権の活動というのを大きく言うと、人権啓発と相談で、相談につながる救済活動みたいなのがありまして、虐待をメインに据えると、どっちかという相談活動が、虐待の端緒となるような活動なのかなと考えております。

人権相談というのも、法務局にも窓口というか相談、電話相談もありますし、実際に来て相談することもできますし、あと、特に子どもについては、年に何回なのかな、ＳＯＳミニレターというのがありまして、ミニレターというのを学校に配布して、そのミニレターを書いてもらって、それが法務局に届いて、人権担当者あるいは人権擁護委員の者からお返事を書いてやり取りしたり、そういうようなことをやっておりますので、具体的な、そこに話を書いてあることもありますし、ごくまれですけども、その中で、これはもしかして学校に通報したほうが良いような事案なのではないかというようなことで、もちろん担当者限りではなく、組織全体で判断して、学校に連絡するような取組もやっております。

あとは、今、外国籍の児童の話がちょっと出たかと思うのですけれども、そういう意味では、先ほどのＳＯＳミニレターですと、別に外国人だからどうこうというお話はないので、ただ、一般論になって恐縮ですけども、お名前を見ると、もしかしてこの人は外国人なのかなというような児童の方も、日本とのハーフなのか、あるいは全く外国人なのかと、名前を見ると何となく、外国人のお子さんなのかなというのがありますので、そういったお子さんからの相談も、あるといえはあります。

ただ、外国人だからどうというようなのは、特にこちらでは、そういう区別はしていないというのが現状かなと。こんなところでよろしいでしょうか。

議長 ありがとうございます。

児童虐待防止ネットワーク側の取組としましても、似たような取組なのかなと、ちょっとお伺いして思ったのですけれども、こども相談カードというものを作成して、自ら相談できるようにしているという取組がありまして、市内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に配布させていただいているところで、ＳＯＳミニレターのように法務局さんに身近に、ある種専門家の皆様につないで、人権擁護に関する具体的なご相談できるというののもまたメリットだと思いますし、学校、また市のほうにアクセスいただくというルートもできているところではございます。

市のこども家庭センターでも児童に対して、児童の権利に関する周知を引き続き行っていますので、いただいた法務局での取組なども参考とさせていただければと思います。ありがとうございます。

◎報告 3 令和 7 年度高齢者虐待防止に係る取組

議長 そうしましたら、続きまして、報告 3 「令和 7 年度高齢者虐待防止に係る取組」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料 3 「令和 7 年度高齢者虐待防止に係る取組」について、事務局よりご説明いたします。

まず、1 ページをご覧ください。

初めに、高齢者虐待防止ネットワークの活動報告についてご説明いたします。

普及啓発の取組として、パンフレットの随時配布をはじめ、市ホームページや SNS を活用した情報発信、パートナー講座の実施、高齢者虐待防止専門職向け研修会、DVD の貸出し、市役所内連絡通路を活用して啓発を行いました。

また、松戸市集団指導において、高齢者虐待防止に関する内容の説明を実施し、介護サービス事業所等へ周知啓発を行いました。

続いて、連携強化の取組です。

地域個別ケア会議、地域包括ケア推進会議及び松戸市地域ケア会議において、権利擁護に関する地域課題の検討・共有を行い、関係機関との連携強化に取り組みました。

続いて、2 ページをご覧ください。

早期対応の取組として、地域包括支援センターを中心に虐待事案への早期対応を行うとともに、関係機関との情報共有や各種会議体を通じて対応方針を検討し、対応力の向上に努めました。

また、質の向上に向けた取組として、高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催、高齢者虐待防止マニュアルの改訂、医師との権利擁護アドバイザー契約に向けた検討を進めました。

さらに、地域包括ケアシステム構築支援アドバイザーを活用し、司法的支援を要する困難事例の検討を行ったほか、各種研修へ参加するとともに、研修の中で高齢者虐待に関する説明を実施し、支援者の知識と対応力の向上を図りました。

続いて、3 ページから 5 ページをご覧ください。

研修会等の開催状況についてご説明いたします。

市民向け講演会は、市民の皆様に高齢者虐待防止への正しい理解を深めていただくことを目的とし、開催しております。中央・小金・常盤平の3圏域で開催いたしました。3圏域合わせて、参加人数は134名でした。各圏域におけるテーマや講師につきましては、お手元の資料をご覧ください。

続いて、6ページをご覧ください。

専門職向け研修会は、高齢者虐待への対応方法や予防に関する知識を深め、日々の業務に生かしていただくことを目的として開催いたしました。当日は、居宅サービス事業所や施設サービス所職員、地域包括支援センター職員など95名に参加いただきました。

続いて、7ページをご覧ください。

地域包括支援センター職員を対象とした困難事例対応法務講演会を開催いたしました。本講演会は、適切な法的知識を習得し、支援困難事例への対応力を高めることで、地域住民が安心して暮らし続けられる地域づくりにつなげることを目的に実施したものです。当日は、地域包括支援センター職員及び地域包括ケア推進課職員合わせて34名が参加いたしました。

続いて、8ページをご覧ください。

会議の開催状況についてです。

虐待の新規通報案件や虐待の有無、対応終結の判断を行う判定会を毎月開催するとともに、支援困難事例への対応方針を検討する個別事例検討会についても毎月開催いたしました。また、地域ケア会議では、個別・圏域・市の3層において地域課題の検討を行うとともに、緊急性の高い虐待事案が発生した際には、コアメンバー会議を随時開催できる体制を整えております。

続きまして、9ページをご覧ください。

養護者による高齢者虐待の通報受理状況です。

令和7年度の通報件数は220件、うち虐待認定件数は103件で、認定率は46.8%でした。通報件数は、ここ数年、おおむね200件台前半で推移しており、認定率においても約40%台を推移しております。

最後に、10ページをご覧ください。

虐待類型では、身体的虐待58件と最も多く、次いで、心理的虐待が30件、介護等放棄、いわゆるネグレクトが19件、経済的虐待が15件となっております。過去5年間の推移を見ても、身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待が多い傾向が続いております。

個別事例では、介護状態にある高齢者に対する配偶者や子から身体的虐待や心理的虐待を受ける事例のほか、同居家族による年金等を搾取するなど、経済的虐待に関する相談も寄せられております。

今後も関係機関と連携を図りながら、虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、普及啓発や支援者の資質向上を通じて、高齢者虐待の未然防止に取り組んでまいります。

事務局からは以上となります。

議長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

そうしましたら、こちらからご質問させていただければと思うのですが、松戸警察署生活安全課課長代理の〇〇構成員、また松戸東警察署生活安全課相談係長の〇〇構成員にお伺いできればと思います。

先日開催されました高齢者虐待防止ネットワーク会議のほうにおきまして、高齢者虐待の相談通報件数について報告させていただき、警察からの相談件数が介護支援専門員に次いで多く、全体の約30%を占めていることが共有されました。

一方で、市民、民生委員の方や近隣住民、知人といった方々からのご相談や通報件数につきましては、全体の約3%にとどまっており、依然としまして、地域住民の方による早期発見・早期通報の促進が課題となっております。

高齢者虐待防止ネットワークのほうでは、毎年市民向けの講演会というものを圏域ごとに年3回開催しておりまして、本講演会は、市民の皆様のほうに高齢者虐待について周知し、早期発見・早期対応につなげることを目的としているところでございます。

警察のお立場から見まして、高齢者虐待の通報事案における最近の傾向、特徴、また、市民の方への啓発に当たって重点的に周知すべき事項がございましたら、また本講演会で取り上げたほうがいいなといったテーマがございましたら、ご助言いただけますでしょうか。

構成員 松戸警察署生活安全課の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

高齢者虐待につきましてというか、児童、障害者の虐待事案につきまして、警察が認知するのは、当事者間の、とりわけ夫婦間のトラブルですとか親子間のトラブルに基づいて、警察官が現場臨場して、そのトラブルの解決に当たるので、警察からの相談件数が多くなるというところだと思います。

市民の方から直接、虐待に関する通報が少ないということですが、市民の方も通報というよりは、瞬間のトラブル解決ということで、警察のほうに通報いただいているので、

そういったことで、市民の方の認知度が低いということはないのかなと思うのですけれども、市民の方、心配して通報してくれてというケースだと思いますので、すみません、そういった周知に関する回答は特にはないのですけれども、市民の方からもそういった、多々ご協力いただいているというところなので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

構成員 松戸東警察署生活安全課の〇〇です。

今のお話と共通するところもあるのですけれども、市民から直接市役所への通報というのは、確かに減ってくるかもしれないのですが、争う親子げんかの声を聞いた方が警察に通報し、そこから虐待の案件として把握できるということがあるので、市民の皆さんの目線としては、そういう争う声だとか、大きな音がするだとか、そういったときは、やっぱり事件性を疑い、警察に通報するというようなイメージができていいると思うので、そこでまず一旦、そういう身体的な虐待に関するようなものだとか、そういうことであれば、一旦警察で対応して、そこから市役所だとかの虐待防止のルートに乗せることができていいるので、それはそれで皆さん、争う声があれば、警察に通報するという観念はできていいるのかなと思っております。

あと、広報に関してですけれども、こうした地域の問題を解決することが、回り回って自分の生活環境の向上にもつながるよというところがあると思うので、隣でそんなけんかをしているところに住みたくないよねという部分もあろうかと思ひますので、そういったことで通報くださる方も多々いらっしやと思ひます。なので、本当に地域の安全が自分の安心につながるよという部分を意識されて通報されていいると思うので、その点は今後に生かしていければと思ひます。

あとは、最後に、こうした問題の解決が、さらに担当者の方々の仕事に対する取組に当たってのやりがいにつながっていたり、それぞれ皆さん、プライドを持って仕事されていいると思うので、そういった面も支えになればといいなと思ひております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

まずは警察に通報されるというのは、やはり警察への信頼感の表れなのかなというのも、お話をお伺ひして思ひました。また、けがとか事件性のある、重い状態の方はすぐ警察というのは、判断として正しいと考えております。

一方で、警察に相談するほどかなとか、ちょっとこれ気になるなという程度であれば、まずは市にご相談いただくというようなすみ分けというか役割分担を、できていければいいの

かなと考えた次第です。ありがとうございました。参考とさせていただきます。

ほかにご質問やご意見等は、ございますでしょうか。後ほどまたご質問あるということで、お伺いできればと思います。

◎報告 4 令和 7 年度障害者虐待防止に係る取組

議長 続きまして、報告 4「令和 7 年度障害者虐待防止に係る取組」について、事務局より報告お願いいたします。

事務局 資料 4 をお手元にご用意ください。

令和 7 年度障害者虐待防止に係る取組についてご報告いたします。

まず、普及啓発活動についてご報告いたします。

1 ページをご覧ください。

①予防・早期発見ですが、障害者虐待防止法及び障害者差別解消法のパンフレットやチラシ、権利擁護マニュアルを随時配布したほか、市のホームページ、SNS を活用しました。また、新たに、「障害者福祉施設従事者等による虐待について」のパンフレットを作成しました。12 月の障害者週間に合わせて、市役所連絡通路で広報活動も実施しました。

続いて、2 ページをご覧ください。

②対応連携については、令和 6 年度から権利擁護担当職員を配置し、関係機関と連携し、迅速に虐待・差別対応を行っております。

③資質向上については、基幹相談支援センターと合同勉強会を開催するほか、権利擁護マニュアルの改訂版を発行しました。

3 ページをご覧ください。

虐待防止・差別解消従事者向け研修会です。

令和 7 年 11 月 13 日にオンラインで開催いたしました。内容としましては、障害者虐待防止法・障害者差別解消法の法律に関して、千葉県松戸市の虐待及び差別の通報件数の動向について、当課職員より説明し、障害福祉施設従事者等による障害者虐待や受理状況、身体拘束に関する理解と運用の課題について、本市指導監査課より説明をさせていただき、事例紹介として、ビック・ハート松戸、名越様、常盤平基幹相談支援センター、相田様にも講師を務めていただきました。市内に所在する障害福祉サービスの事業所の職員 106 事業所約 260 名と、過去最大数の方がご参加くださいました。

こちらについて、事前質問にて〇〇構成員より、平日午前の開催にもかかわらず、なぜ多くの参加者に参加いただけたのかご質問をいただいております。

多くの方にご出席いただいた主な要因としましては、令和6年度報酬改定があり、事業所として虐待防止に対する意識が高まっていたことや、障害者福祉施設等における障害者虐待の対応を担う指導監査課が講師を務める内容であったことが、関心を引いたのではと考えております。また、オンラインでの開催だったことも、出席しやすかった要因と思われます。周知方法としては、市内の障害福祉サービス事業所に対してメールで周知を行いました。

続いて、4ページをご覧ください。

次に、虐待防止・差別解消市民向け講演会です。

市民向け講演会ですが、令和8年2月6日に稔台市民センターにて開催し、56名の参加がございました。松戸市障害者虐待防止・障害者差別相談センター職員より、地域生活の中で起こりうる権利侵害についてお話をさせていただき、その後、ヒロイチホーム代表の佐藤様より、「家族から見た街並み」として、ご自身の経験を踏まえ、障害者グループホームのことについてお話いただきました。

5ページをご覧ください。

障害者差別解消法市職員向け研修会についてです。

令和7年10月31日に開催いたしました。本研修会は、令和7年度新規採用職員及び新規管理職の参加に加え、新規職員がいない課においては職員1名の参加を必須とし、必ず各課1名は出席するというようにしております。昨年は、書面開催も含め、計204名の参加がございました。

障害者差別解消法の概要と職員の対応について、千葉県松戸健康福祉センター広域専門指導員小林様にご講義をいただき、車椅子ユーザーの目線で語る日常生活のサポートについて、障害当事者である新松戸地区社会福祉協議会の大森様にご登壇いただき、ご講演いただきました。

6ページをご覧ください。

続いて、基幹相談支援センターと障害福祉課権利擁護担当職員の合同勉強会についてです。

こちらは、虐待対応職員の資質向上及び対応力の底上げを目的として行っており、昨年度は、DV被害者への関わり方、配偶者暴力防止法について、こども家庭センター女性相談職員からお話いただき、生活保護受給者の利用できる施設や金銭管理事業などについて、生活支援課職員に講義いただきました。

7 ページをご覧ください。

令和 7 年度のパートナー講座の実績になります。

パートナー講座とは、市の事業や業務を市民の皆様に直接お話しし、市政に対する理解・関心を深めていただくために行っているものです。令和 5 年度から、虐待防止法、差別解消法、成年後見制度についての障害者の権利擁護についてのメニューを新設し、令和 7 年度は 5 件の実績がございました。

続いて、8 ページから 9 ページをご覧ください。

障害者虐待防止・障害者差別解消に係る会議等開催状況についてですが、令和 7 年度は、障害者虐待防止ネットワーク会議につきましては年 1 回、障害者虐待防止ネットワーク担当者会議につきましては年 6 回開催しております。コア会議前の定例会議及びコア会議は毎月開催し、虐待や差別のケースの情報共有、虐待の有無や終結の判断等を行っております。

10 ページをご覧ください。

続いて、障害者虐待の通報受理状況についてですが、令和 7 年度の通報件数は 72 件でした。前年度は 71 件でしたので、横ばいとなります。令和 8 年 3 月 31 日時点での事実確認の結果、虐待を受けたと判断した件数は 17 件、認定率は 23.6% でした。こちらは、まだ未終結のケースもございますので、今後増加すると思われます。

続いて、11 ページをご覧ください。

過去 5 年間の虐待の類型数となります。

令和 7 年度では身体的虐待が 13 件と一番多く、次いで、心理的虐待が 5 件、ネグレクトが 3 件、経済的虐待が 2 件、性的虐待が 0 件となっております。こちらについても、虐待の認定率と同様に、今後件数が増えると考えております。

以上、報告 4「令和 7 年度障害者虐待防止に係る取組」についてのご報告とさせていただきます。

議長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

〇〇構成員、お願いします。

構成員 ありがとうございます。

事前質問は⑥を質問させていただきました。医療職が助言するという仕組みについてになります。

この回答をもちまして、医療職の助言に 2 つ機能というか、違いがあるかなと思うのです

けれども、一つは事例を振り返り、オン・ザ・ジョブ・トレーニング的な、医療職が、そこにある事例を医療職が助言するという機能が一つあります。もう一つが、リアルタイムに困った事例に対して、医療職が助言するというものも、また別の機能としてあると思います。

この事例を振り返り、オン・ザ・ジョブ・トレーニング的に医療職が助言するというものに関しては、3分野で整っているのかなというふうに理解しました。

児童分野でいうと、アドバイザー研修というものが、令和7年度は6回、126名に対して行われた、そこで2人の医師が助言したということが分かります。障害に関しても、年6回、担当者会議というものがあるということが分かりました。そして、高齢分野では、疑いも含む虐待事例に対して、地域個別ケア会議で行っているということです。したがって、3分野に関しては、事例を振り返って、オン・ザ・ジョブ・トレーニング的に医療職が助言するという機会はあるのだというふうに理解しました。

一方で、リアルタイムにこれは困った、そして、前回のこの会議でもありましたけれども、主治医がいないケースも多々あるということでした。ですので、主治医に聞くという、そのプロが存在しないという事例は困るわけですが、そういったものにリアルタイムに医療職が助言するという機会に関しては、いまだ3分野で整っていないのかなと思います。

ただ、高齢分野に関しては、令和8年度から医師のアドバイザリー制度がありますので、困ったら、アドバイザリー制度に登録されている医師に相談するというものが、今年度から機能すると思われます。

一方、児童や障害に関しては、いまだそういったものはないのかなというふうに理解していますので、ぜひ、今年度のアドバイザリー制度の振り返りも踏まえて、その知見を生かしながら、ご検討いただければというふうに思いました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

事務局から何かご回答ありますでしょうか。

事務局 こども家庭センターです。ご意見ありがとうございます。

今現在、要保護児童対策地域協議会というネットワークの会員の中に、医師会さんは加入をしていただいております。事案によっては医療機関の方にご参加をいただき、会議を繰り返しているところではあります。

ただ、今〇〇構成員が言ったように、直接ドクターからご意見をいただくというふうな機会というのはそう多くはございませんので、今後、その辺については検討してまいりたいと

思います。ありがとうございます。

事務局 続きまして、障害福祉課のほうから回答させていただきます。

〇〇構成員がおっしゃるように、事例を振り返るための医療職の方からの助言の場はあります。リアルタイムに事例をいただき、医療職の方から助言をいただく場というのは、現在は虐待対応していく中で、直接かかりつけ医の方にご相談するとか、かかりつけ医の相談員さんとお話をする機会が多いかなと思っています。

実際、主治医がいない場合ですけれども、高齢者で始まったアドバイザーの制度はないのですが、もしそういう方がいた場合には、例えば在宅医療・介護連携支援センターのアウトリーチ機能を使う、あとは精神科医の訪問診療とかをやっている病院さんも幾つかありますので、実際にそこと連携をして、そこが往診医として入って後見につながる、入院につながって虐待対応が終結したとかもありますので、まずそのような形で、直接的に病院の先生と相談をしながらやっているところが現状でございます。

あと、医療アドバイザーの部分については、今後どのように高齢のほうで生かされていくのかですとかは、情報を聞かせていただきながら、考えていければと思います。ありがとうございます。

構成員 警察としても、主治医のいない方に対しては、在宅医療・介護連携支援センターのほうを紹介させていただいたりして、直接ネットワーク的な感じではないのですけれども、直接のやり取りでそちらのほうに、虐待とは関係ない場合でも、主治医がいなくてお困りのご家族がいらっしゃるというケースでは、在宅医療・介護連携支援センターのほうにお話を持って行って、そこからアウトリーチをきっかけに、いろいろ医療的なアクセスにつなげていっているところではあります。

以上です。

構成員 ありがとうございます。

かかりつけ医や主治医がいる場合には、相談医を介してか介さなくても別にして、そこに助言を求めるきれいな形だと思います。一方で、いないケースに関して、診療や、先ほど訪問診療という話がありましたけれども、訪問診療、往診に結びついて、医師が業として、診療として関わるのは問題がないと思うのですけれども、やはり相談をしたいであるとか、診察を受けないでも助言を得たいというところに関しては、なかなか医師に相談するって難しいと思います。

その中で、今、〇〇構成員のほうから、在宅医療・介護連携支援センターという機能を使

うというところになっていると思いますので、やはり診療という枠にとらわれない助言機能というものが求められるのだろうなというふうに認識しました。ありがとうございました。

議長 ありがとうございます。

〇〇構成員、お願いします。

構成員 今の点に少しだけコメントして、もう一個質問させていただきます。

事務局からのご回答にもありましたけれども、必要とあれば、我々医師会のアウトリーチを発動するというのはもちろん可能ですし、そして保険診療につながった場合に、もちろん担当医師として診療する。でも、その間があると思いますので、今、〇〇構成員が言ってくださったように、そのような総合相談機能も必要だと思いますので、3段階のどこで対応するのがよいかが事例ごとに異なるということだと思います。

高齢分野の場合には、地域ケア会議で事例検討するような研鑽の機会も少なからず設けられていますので、障害分野でもぜひそのような仕組みが、まだまだ少ないかなと思いますので、だんだん充実させていただき、その先にアドバイザーというふうな仕組みを設けることも含めて、検討していただければと思います。こども分野も同じかと思います。

ちょっと別件なのですが、ご質問させていただきます。

今日頂きました資料のほうで、市職員向け研修会のご報告をいただいているのですが、ふと、障害分野のご報告のところに市の職員向け研修会があるというのは、でも、これは別に障害分野の話だけをするわけではなくて、全分野に関する研修会なのかなと想像するのですが、お尋ねしたいことは、この研修会の尺が一体何時間ぐらいのものなのだろうな、どんな内容、ここに3項目は書いてくださっていますけれども、障害の分野の話だけでもない、高齢のこととかこどものこととかも勉強してほしいな、知っていてほしいなと思うのですが、どんな内容が現在行われているのかを、ちょっと教えていただけますでしょうか。

議長 事務局、お願いいたします。

事務局 今のご質問は、資料4の市職員向け研修会の件でよろしかったでしょうか。ありがとうございます。

市職員向け研修会につきましては、障害者差別というところが行政機関のほうに義務化されていて、不当な差別的取扱いをしてはいけない、合理的配慮はしなさいということが義務でなされています。そのために、我々としましては、今、新規の採用職員ですとか新規管理職含め、いない課につきましては誰か1名出していただいて、その内容を持ち帰っていただ

いて、課全体で共有するということで実施をしております。

時間としましては、おおむね2時間ぐらいで開催をしております、昨年から当事者の方ですとか、あと今後につきましても、障害当事者の方もしくは当事者の方と一番身近な場所で支援している方のリアルなお話というものをご講演いただけるように、調整をしているところでございます。年1回2時間程度で実施している、あと現地開催で行っているものになります。

以上です。

構成員 ありがとうございます。内容、概略と理解しましたけれども、法律で義務化されていることはやらなければいけないということは理解しますが、せっかくこんな機会があるなら、高齢分野の話とかこども分野の話とか、まさにここで取り扱っている内容全体が、うまくつながるといいのと思うのですけれども、そういうのは難しいのでしょうか。

事務局 研修会の中では、差別の部分で、法の解釈ですとか実例を含めた部分でご講演いただいている関係で、2時間、結構目いっぱい使うような形になっています。ただ、例えば、いろんな課の職員の方が来ますので、配布資料ですとかパンフレットなど用意して、持ち帰ってもらうというようなことは十分できるかと思います。

構成員 たしか、ちょっと記憶が不確かですが、市の新入職員向けの研修会かと思いますが、それではもっと広範の内容が取り扱われているのでしょうか。

期待なのですが、法律で定められていることをやらなければいけないことはもちろんなのですが、それ以外に、まさに今日議論されているような内容、報告されているような内容も、ぜひ伝えられる貴重な機会になるかもしれないとか、それから、ここでもまだ取り扱われていませんけれども、セルフネグレクトに関することなども、ぜひ行政職員の皆さんにも理解を深めていただきたいという気もいたしますので、別なものを設けるよりは、こういうところに寄せて、何かしら認識をより深めていただくようなことってできないのでしょうか。そんなことを期待いたします。

事務局 虐待防止条例につきましては、人事課などが行っている新規採用職員の研修の中で毎年入っております。

セルフネグレクトのことにつきましては、全課の職員に伝えるという場所が現状ないかなというふうに思っています。ただ、権利擁護という視点を含めると、何らかの形で皆さんにお伝えできるのがあるのかなと考えております。3課のいろんな研修会がありますし、人事課のほうで行っている虐待防止条例研修もありますので、どこかで何らかの形で入れ込める

のか、先ほどお伝えしたようなパンフレットですとかチラシなどでも広報活動できないのかというのは模索していきたいと思います。ありがとうございます。

構成員 ありがとうございます。ぜひ検討していただければと思います。

もう少しあるので、せっかくですので、もう一つだけ申し上げます。

たしか前回のこの会議で申し上げたと思うのですがけれども、病院の医療安全で、全職員に研修会が義務化されていて、毎年2回受けなきゃいけないとか、かなり固いことが義務として行われているような例もあります。それは全部、大体は、お一人お一人のオンラインで受講して、視聴録画を撮られて、試験で受講確認をするというような固い運用でやっているところが多いようです。

何が言いたいかというと、こうやって集合してやることによる効果がより高いだろうことは理解できるのですがけれども、皆さん市職員の方もお忙しいと思いますので、そのような受講ハードルを下げるような形、そしてオンラインで見られたりするアーカイブであれば、1回作ってしまえば、あとは使うことは割と簡単かなと思いますので、何かしら、言葉で言うとインクルーシブだとか、何か、より障害というか、差別の概念のより広い範囲まで、公務員であればこそ、より詳しく理解していただきたいなという気もしますので、頭を柔らかくして、集合研修以外の方法も併せて検討していただければと期待いたします。

議長 ありがとうございます。

実際、研修って、何らか、いろんなことを職員に伝えなければならないテーマが山のようにあつたりしますがけれども、いただいたご意見、もともと多分、既存でやっている部分もあるかと思うので、既存でやっている部分と新たに盛り込めそうな内容を、後ほど確認させていただきます。ありがとうございます。

◎報告5 令和7年度施設従事者等による虐待防止に係る取組

議長 そうしましたら、続きまして、報告5「令和7年度施設従事者等による虐待防止に係る取組」について、事務局より報告お願いいたします。

事務局 資料5、令和7年度「施設従事者等虐待防止に係る取組」について、指導監査課よりご説明いたします。

なお、周知啓発に関しましては、地域包括ケア推進課及び障害福祉課を中心に行っておりますので、当課からは虐待の受理状況の報告をいたします。あらかじめご了承ください。

と思います。

初めに、1 ページをご覧ください。

こちらは、令和7年度末時点の養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報受理状況です。青色の棒グラフが通報件数、赤色の棒グラフが認定件数、黄色の折れ線グラフが認定率となっております。

令和7年度の通報件数は35件、うち虐待認定件数は21件で、認定率は60%でした。通報件数及び認定件数は年々増加傾向にあり、その要因として、施設従事者等による高齢者虐待に対する理解や相談窓口の認知が進んだこと、また、施設の管理者や職員、元職員など内部からの具体的な通報が増え、より詳細な情報が寄せられるようになったことが考えられます。

続いて、2 ページをご覧ください。

令和7年度の虐待類型では、身体的虐待が14件、心理的虐待が11件、ネグレクトが8件、性的虐待が3件となっております。身体的虐待、精神的虐待の順に多い状況です。令和6年度から増えているネグレクトの具体的な内容については、ナースコールを手の届かないところに設置する等が該当しております。また、同施設で複数の虐待類型が重複して認定される事例も増えてきております。

次に、3 ページをご覧ください。

こちらは、令和7年度末時点の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報受理状況です。

令和7年度の通報件数は34件、うち虐待認定件数は10件で、認定率は29.4%でした。通報件数及び認定件数は増加傾向にあります。また、その要因としましては、高齢者虐待と同様で、施設従事者等による障害者虐待に対する理解や相談窓口の認知が進んだこと、また、施設の管理者や職員、元職員など内部からの具体的な通報が増え、より詳細な情報が寄せられるようになったことが考えられます。

次に、4 ページをご覧ください。

令和7年度の虐待類型では、身体的虐待が3件、心理的虐待が5件、ネグレクトが4件、性的虐待が2件となっており、心理的虐待、ネグレクトの順に多い状況となっております。

指導監査課からは以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

〇〇構成員、お願いします。

構成員 ありがとうございます。

事前質問⑦に関連してというところで、いかに一般職員に周知を行うかというところについて、ご質問させていただければと思います。

上段について、職員や元職員も含めた職員の通報が大事だということが明らかになりました。だからこそ、施設従事者にどのように、一般職員にどのように周知をするか。管理者に対しては、幾つかの連絡であるとか研修があると思います。

ホームページやリーフレットや市主催研修ということが書いてあります。これらも大事だとは思いますが、実際に作ったものをどういうふうに届けるのか、リーフレットをどのように一般職員の手元に届けるのか。研修を打ったとして、どのように研修に参加していただくように周知するのかというところが大事なところかなというふうに思います。その点について、市としてどのように検討されているのかというのを伺いできればと思いました。

例えばですけれども、高齢の分野であれば、特別養護老人ホームやグループホームなどに委嘱の団体があると思います。それ以外でも、介護支援専門員協議会という組織もあると思います。そのような組織と共同しながら行っていくというものもあるかなと思いますが、障害や子どもについてはそのような団体があるのか、ちょっと分かりませんが、具体的にどのように行っていくのかというのを検討する必要があるかなと思います。ご意見をお聞かせいただければと思います。

議長 事務局、いかがでしょうか。

事務局 高齢分野の周知方法についてご説明いたします。

先ほど、〇〇構成員からお話がありましたように、従事者に対して、通報窓口についてどのように周知を行うかというところに関しては、まず一つ、市内介護事業所向けの情報閲覧ポータルサイト、松戸市ケア倶楽部というものを活用して、幅広い介護支援事業所であったり、または例えば、先ほどお話のありました介護支援専門員協議会への周知、様々な職能団体の方を通じて、パンフレットの配布であったりデータ等の回覧をさせていただければと考えております。

また、この松戸市ケア倶楽部では、専門職向け研修会等の周知も行っておりますので、研修についても周知を行いつつ、今年度は、高齢者虐待の周知啓発に当たって、施設従事者虐待をメインとした専門職向け研修を開催予定としておりますので、多分野連携というところで、障害福祉課の協力も得て、市内障害福祉事業者にも研修会の案内を送付させていただき

ました。そういった情報ツールを活用して、引き続き普及啓発等も行っていければなというふうに思います。

事務局 補足をさせていただきます。

高齢分野につきましては、3年に1回、介護保険事業計画の策定に当たりまして、アンケートを実施しております。施設職員等に向けたアンケートも実施しています。

アンケートの内容というか、効果としましては、確かに状況を把握するという点もあるのですが、アンケートを通して啓発をするという側面もあると思いますので、アンケート自体、施設等に送付をさせていただいて、施設等の方から従業員の方、職員の方一人一人に配布をするというところではあるので、アンケート自体が職員に配布がされているのかどうかというのは、本当に情報が行き届くのかどうかという、〇〇構成員のご指摘いただいたところと重なるところではあるのですが、3年に1回継続をしていくというところが、そういった意味では啓発にはなっているのかなと。

逆に、アンケートの中に、そういった啓発のような内容のものを打っていくというのは、今後検討していくところかなと考えております。

事務局 障害福祉課のほうから回答させていただきます。

一般職員の方に、いかに、例えば通報に関する虐待の情報を届けるかというのは、すごく難しいなというふうに日々感じています。障害福祉課では今年度、従事者向けと、あと養護者向けでポスターを作る予定となっております。ポスター作成をしましたら、障害福祉施設のほうに貼るというところで協力をしてもらいながら、それを貼ることで、もちろん、そこにを利用している方が通報するというのも一つかもしれないのですが、働いている方もそういうポスターを見て、改めてご自身の支援の仕方とかを考え直す機会になってくれればなというふうに考えています。

また、障害福祉課のほうで、パートナー講座のほうに結構力を入れて、広報活動等しております。パートナー講座を実施して、我々がその施設に赴いて、我々の思いですとか話をじかに伝えることができるというのは、すごくいいなと思っておりますので、今後も継続してまいりたいと思っております。

また、日々の市民向け、従事者向け、毎年行っているものにつきましては、松戸市の公式ユーチューブチャンネルのほうでも公開をしております、そういうものがありますよということを従事者向けに配っているパンフレットにも記載をしております。なので、実際に講座、研修会にも出られなかった方についても、そのオンライン講座を見ていただいて、情報

を得ることもできるかなと思っております。

ただ、一般職員の方にうまく届ける方法につきましては、今後も担当者会議という、実務者レベルの会議体がネットワークにございますので、一度持って行って、今後の広報の仕方とかをぜひ検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

事務局 続きまして、児童福祉分野についてご回答いたします。

職能団体との研修自体は把握をしていないのですが、令和7年に児童福祉法が改正されまして、児童福祉施設、保育園、その他の児童福祉事業での虐待の通報義務が明記されておりまして、昨年度、こども家庭庁から通知・ガイドラインも発出されております。それに基づいて、各事業施設というのは研修しているということで聞いております。

また、こども家庭センターとしては、児童虐待防止ネットワークでガイドラインを作成いたしました。内容としては、通報のスキームを示したものになっております。現在それは、概要版を作成しておりまして、今後、各施設に周知を図っていくというところで、虐待の認識というのを深めてもらおうというふうな形で対応しております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

〇〇構成員おっしゃるとおり、施設従事者の方からの通報って大変、より確かな通報となりますので、市としましては、引き続き施設従事者の方からの通報が届くように、周知等、取り組んでまいりたいと思います。

構成員 申し訳ありません、今大事なことを話されたなと思いますので、少し頭の整理をしてみたいと思います。

つまり大事なことは、各事業者の団体がないと、なかなか情報を発信したりしても、なかなかそれがちゃんと、一人一人の職員まで手が届くがちょっと分からないなという気がします。もちろん、これはちょっと質問なのですが、松戸市ケア倶楽部は、障害分野の事業所も使えるというか、伝わっているのですか。高齢分野だけですか。

そうすると、障害分野、こども分野の事業所も、何かチャンネルが本当はあるといいと思うのですが、ここにもし使うとしたら、いかほど予算がかかったり、何か煩雑なことがあるのか分からずに申し上げておりますけれども、やはりそのようなルートをちゃんと確立する必要があるのだなと、ぜひそれは、ちょっと会議体レベルで研究、担当者レベルで検討するというよりは、かなり予算も含めて考えないといけないような話になるかもしれませんが、そんなところでもご検討いただければと感じました。

それから、先ほどご説明のありました3年に1回の従事者アンケートで教育的な設問を設けると、非常にいい方法だと思います。これも、そういえば、ちょっと分からないのですが、障害の3年に1期の計画のときって、従事者調査ってやっているのですか。やっていれば、同じことができるということでもあるなと思いましたが、後で教えてください。

それから、ポスターを作るというのも大賛成ですけれども、先ほどご説明の例としてありましたナースコールを手の届かないところに設置するなどというのは、明らかに虐待に該当しますと、それはそうだろうという気はしますが、そんなのもちょっとイラスト入りで載っていたりすると、一般職員の方に難しい長い時間研修しなくても、ぱっと見れば分かるのかなと思ったり、もしかすると、外国人の職員の方などでも文化的な違いで、何が虐待に該当するのかわからないことなどもあるかもしれないので、分かりやすい事例を把握しておられましたら、そんなことが分かるような、認識しやすいポスターをぜひ作っていただけとうれしいなと思いました。

議長 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

事務局 こども家庭センターです。

各事業所やその職員一人一人に虐待防止に関する情報が届くことは大変重要なことと認識しております。

現在、関係機関からの相談の通告の件数の推移ですが、ここ最近、関係機関からの通告が非常に増えている傾向がございます。例えば学校さんとか保育所、保育園とか病院とか、そういう関係機関からの通告がまず増えております。

これは、先ほども申したのですが、ネットワークの構成員である関係団体から通告が入っている状態になっています。関係機関の方に向けては、先ほども説明しているのですが、児童虐待防止ネットワークの専門職会議を活用して常に連携を密にしている状態なので、その成果が表れているものと感じております。

また、先ほど事務局からも説明したのですが、今回新たに虐待対応の手引きということで、非常に一目で分かるようなダイジェスト版を作成して、それをこれから関係機関のほうに広く周知をしてまいりますので、さらに関係機関からの確かな通告内容が増えていくかと想定しているところです。

以上です。

事務局 障害福祉課のほうから回答させていただきます。

〇〇構成員からお話しあった松戸市ケア倶楽部につきましては、今、高齢者分野だけのものとなっております。各種研修会とかにつきましては、高齢分野の内容を障害分野のほうで周知していくというときには、連携をしまして、例えば高齢者分野のほうのチラシ等々、障害福祉課のほうから、各障害福祉サービス事業所のメーリングリストみたいのが、メールアドレスを把握している部分がありますので、その辺の分かる部分につきましては広報させていただく。また逆に、障害福祉課のほうの事業について、高齢者の事業所の方に周知したいときには、松戸市ケア倶楽部の利用について相談させていただいて、連携して広報しているというところになります。

計画の部分につきましても、今手元に資料はないのですが、障害福祉事業所のほうにもアンケートなど取っておりますので、そこに成年後見ですとか条例、虐待についての文言も含めて、取っていたと記憶をしております。

ポスターにつきましては、今まさに最終校正の部分に入っているところになっております。障害者虐待防止ネットワーク、7月に実務者レベルの会議と親会の全体会を行いまして、そこでも意見を頂戴いたしました。今、〇〇構成員のほうからいただいたナースコールの件、イラストでそこを分かりやすいものというお話しありましたので、校正につきましては、ちょうどイラストの部分、今考えている部分ありますので、そういう事例を含めて、改めて最終校正のほうで見直していきたいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

そうしましたら、次の議題に進めさせていただきます。

◎報告 6 令和7年度松戸市虐待防止条例に係る取組

議長 続きまして、報告6「令和7年度松戸市虐待防止条例に係る取組」について、事務局より報告お願いいたします。

事務局 それでは、資料6「令和7年度松戸市虐待防止条例に係る取組」について、事務局よりご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

初めに、普及啓発活動として、本条例の周知を図るために、松戸市虐待防止推進キャラクター「ハートはと」を使用した名入れポケットティッシュ、エコバッグ、ステッカーを作成

いたしました。これらは、より多くの方に手を取っていただけるよう、汎用性と実用性の高い物品を選定しております。また、これらの啓発物品は、研修会や講演会、各課イベントのほか、松戸まつり等で、松戸市虐待防止条例のチラシを同封し、来場者への配布を実施いたしました。

2 ページ目をご覧ください。

各所での啓発活動として、市役所内連絡通路や市内各種イベントの場、成人式等を活用したチラシや啓発物品の配架をしております。令和7年度、初の取組として、松戸市総合防災訓練（防災フェア）の当日スタンプラリーの景品として、啓発物品を提供いたしました。また、松戸市内小中学校及び中学3年生約3,500人にチラシを配布するなど、若者世代への普及啓発に取り組みました。

3 ページから5 ページをご覧ください。

こちらは、各課での啓発活動の実績を一覧でまとめております。3 ページが、こども家庭センター、4 ページが、障害福祉課及び松戸市障害者虐待防止・差別相談センター、5 ページが、地域包括ケア推進課及び地域包括支援センターにて、本条例を普及啓発した取組を掲載しております。後ほど資料をご確認ください。

6 ページをご覧ください。

アクセスしやすい取組として、松戸市公式ホームページ内に権利擁護のページを開設いたしました。従前は、おのこの虐待相談窓口については、各担当課がホームページを作成し、相談窓口を掲載しておりましたが、権利擁護のページを開設したことにより、児童、高齢者、障害者の虐待の相談窓口にワンクリックにてアクセスできるようになり、また同じページには、本条例のほかに成年後見制度の情報も掲載しております。

なお、後ほど令和8年度取組についてご説明する松戸市虐待防止条例市民アンケートにつきましても、本ページに内容を掲載しております。

7 ページをご覧ください。

研修会等の開催状況についてご報告します。

市職員向け研修会は、毎年、新規採用職員中間研修の一環として実施しております。令和7年度は、81名の新規採用職員を対象に、各虐待の種類や根拠法、条例の取組、相談・通報先について説明を行いました。

8 ページをご覧ください。

本研修のアンケート結果を掲載しております。アンケート結果により、虐待通報を受けた

後の具体的な対応方法を知りたい、実際の現場で起こっていることをさらに知りたいという要望を受け、今年度の研修については、アンケート結果を参考に、虐待相談の対応の流れ、実際に寄せられる相談の具体例、市職員として押さえてほしいポイントなどを研修に盛り込み、実施をいたしました。

9ページをご覧ください。

虐待対応機関合同勉強会（対応機関向け）は、虐待対応を行う職員を対象に実施いたしました。当日は、対応職員40名が参加し、架空事例を使用したグループワークを行いました。各グループワークには、虐待対応に精通した職員を配置し、虐待対応の経験が少ない職員を対象に勉強会を実施いたしました。

10ページをご覧ください。

本勉強会のアンケート結果を抜粋しております。参加者から、今後希望する勉強会内容として、警察や医療、教育など関係機関の役割と連携、発達障害や精神障害があるケースの対応を次回の勉強会では希望するとの意見から、今年度の勉強会に反映しながら立案していきたいと考えております。

11ページをご覧ください。

虐待対応機関合同勉強会（関係機関向け）は、令和7年度から開始した勉強会です。虐待対応においては、虐待を対応する機関と連携し、共に支援に当たる介護支援専門員や相談支援専門員、スクールソーシャルワーカーなどとの連携や支援の役割分担が必要不可欠であり、昨年度は世帯・家族関係において課題が生じる背景、養護者支援での家族支援や家族療法の具体的アプローチ方法を学ぶことを目的に開催いたしました。

講師には、渡辺医院高崎西口精神療法研修室院長渡辺俊之様に依頼し、虐待の理解と対応をテーマに勉強会を実施し、当日は131名の参加がありました。

12ページをご覧ください。

本勉強会のアンケート結果を抜粋しております。参加者からは、今後希望する勉強会内容として、被虐待者への心理的支援・ケアをさらに知りたいという意見から、今年度の勉強会を立案していきたいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。

議長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

そうしましたら、松戸市社会福祉協議会、〇〇構成員にお伺いできればと思います。

社会福祉協議会におかれましては、年齢や対象者を限定することなく、地域福祉の推進に向けた様々な取組を実施されているものと承知しております。

そこで、今回のような虐待防止や権利擁護に関する課題におきまして、被養護者及び養護者への支援という観点から、地域の見守りや居場所づくり、また相談支援、住民同士のつながりづくりなど、社会福祉協議会の取組で活用が期待できるものがございましたら、ご教示いただけますでしょうか。

構成員 社会福祉協議会の〇〇でございます。

実質的な相談、それから、各地域での居場所づくりとか地域での見守りという3つの視点からご説明させていただければと思いますが、各地区社協が運営する高齢者を対象とした具体的な事業では、ふれあいやいきいきサロンとか、それから会食会、それから子育て世帯を対象とした子育てサロンなど、各種の取組をしております。その目的は、本人・家族相互の精神的な安定を得ることを目的としています。

ご本人には社会参加の機会を、ご家族には一時的な介護負担の軽減とか、それから、いわゆるレスパイトや、一時休憩のレスパイトとか、そんなところで同じ悩みを持つ仲間、それからご家族の方たちが、相互の交流の場を提供することによって、そこでちょっとお話し合いをしていただくとか、そういうところを目的としたものを、各地区社会協議会の強みを生かしていただいて、地区でボランティアさんと一緒に取り組んでいる事業が運営されております。

それと、相談事業の関係の中では、養育支援訪問事業があります。これは、育児や家事に対して不安や負担を抱える家庭を、養育支援員、最初にボランティアさんの研修を受けていただいて、養育支援員を派遣しております。これは養育支援の助言を行うことが事業でございますが、孤立した育児の防止とか保護者の心身の負担軽減、それから児童虐待の予防の発見というのですかね、そういうところを目的として実施しております。単に家事のお手伝いをするということではなくて、親の不安に寄り添った地域社会とのつながりをつくっていくということを大きな目的としております。

それと、権利擁護事業による経済的保護という意味の中で、日常生活自立支援事業というのがございます。これは高齢世帯や障害者を対象としておりまして、金銭管理や福祉サービスの利用援助を第三者が行う、これも養育相談員さんとか、そういう人たちも入ってくるのですが、要保護者の負担を軽減していく事業を行っております。定期的な訪問事業そのもの

が、虐待の予防につながっていると考えているところでございます。それには、やはり地域の人たちの協力を得ながらの事業を、これからも発展させながら進めていきたいなと思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ご紹介いただきました社会福祉協議会の取組を通じまして、地域の顔見知りをつくったり、相談できる人をつくるということは、虐待防止の観点、予防の観点から、大きなパーツになると考えております。市としても、引き続きバックアップさせていただければと思います。

ほかにご質問やご意見等は、ございますでしょうか。

◎議題1 令和8年度 松戸市虐待防止条例に係る取組

議長 続きまして、議題1「令和8年度松戸市虐待防止条例に係る取組」にいて、事務局より報告お願いいたします。

事務局 それでは、資料7「令和8年度松戸市虐待防止条例に係る取組」について、事務局よりご説明いたします。

1ページをご覧ください。

初めに、普及啓発の取組として、普及啓発物品の作成、昨年度作成したエコバッグや名入れポケットティッシュ、ステッカー等を各種イベントで配布するほか、令和8年度においても、より多くの方に手に取っていただけるよう啓発物品を作成予定です。

続いて、チラシを増刷、また、後ほどご説明する松戸市虐待防止条例市民アンケートのQRコードを掲載し、アクセスしやすいようデザインを変更、さらに、中学3年生へチラシの配布を継続して実施してまいります。また、パートナー講座を活用した地域住民等の周知や各ネットワークとの連携を継続して実施してまいります。

続いて、2ページ、3ページをご覧ください。

関係各課が行う虐待防止条例に関する周知啓発活動の予定を一覧で掲載しております。イベント等詳細については、資料をご確認ください。

続いて、4ページをご覧ください。

多機関連携、研修会等の開催として、昨年度に引き続き、虐待対応機関合同勉強会（対応機関向け）、虐待対応機関合同勉強会（関係機関向け）、市職員研修を開催いたします。

なお、虐待対応機関合同勉強会講師選定に当たっては、3分野をまたぐ虐待について、幅広い知見を有する講師の選定に苦慮している状況にあります。

先ほどご説明させていただいたとおり、アンケート結果より、被虐待者への心理的支援・ケアを次回勉強会の内容に希望するとの意見が多く上がったことから、本テーマで取り上げる場合、どのように研修で押さえておくべきなのか、また、講師を選定する際に重視すべき事項など、本会議の構成員の皆様よりご意見が頂戴できればと存じます。

また、昨年度に引き続き、多分野の支援機関が抱える困り事について、解きほぐしが単独では困難な場合には、重層的支援会議を活用できる体制を整えております。

続いて、5ページをご覧ください。

昨年度、この連携推進会議にて、重点項目として、構成員の皆様よりご助言を賜った松戸市虐待防止条例市民アンケートについてご説明いたします。

事前送付資料とともに、本日は机上に配付したチラシとともにご確認ください。

本アンケートは、松戸市虐待防止条例に関する市民の認知度及び虐待に対する理解度等を把握することを目的に、令和8年7月1日から同年12月末まで受付を開始しております。

続いて、6ページをご覧ください。

市民アンケートの回答率上昇を目的として、アンケートにご回答いただいた方には先着で、松戸市虐待防止推進キャラクター「ハートはと」をあしらったミニタオルを配布します。また、このミニタオルのタグ部分には「ハートはと」をあしらい、赤と青を用意、素材はオーガニックコットンを使用するなど、こどもから高齢者まで、老若男女を問われず使用できるものをご準備しました。

7ページをご覧ください。

松戸市公式ホームページを活用した市民アンケートの周知啓発として、昨年度作成した権利擁護の相談ページに市民アンケートのURL及びミニタオルの情報、解説集を掲載し、虐待防止条例に関する取組内容や、児童、高齢者、障害者虐待の概要、虐待に関する相談窓口について周知を実施しています。

8ページをご覧ください。

チラシを活用した市民アンケートの周知啓発としてチラシを増刷、市民アンケートQRコードを表面に掲載し、ワンクリックで回答できるよう工夫を行いました。

また、このチラシは、松戸まつりやふれあいフェスティバル、市役所内連絡通路等を活用し、チラシの配架を行うほか、市内公共施設、関係機関、民生委員の方々や町会自治会連合

会の方、市内中学3年生にも配布を行います。

なお、本日、この連携推進会議にご参加いただきました職能団体推薦、関係機関推薦の構成員の皆様におかれましては、この会議終了後、9月頃に議事録確認時に、啓発チラシを20部ほど同封させていただく予定としております。各団体等での周知及びチラシの配布、アンケートのご回答にご協力賜りますようお願い申し上げます。

最後に、9ページをご覧ください。

令和8年度は、松戸市虐待防止条例に係る3か年事業計画の2年目に当たり、市民アンケートを実施します。また、令和9年度は、市民アンケートの結果を踏まえ、今後の事業にどのように反映を行っていくのか、検討を行うことを予定しております。

なお、松戸市虐待防止条例の周知啓発を引き続き実施、また勉強会を通じて、多分野の連携や専門職の質の向上に引き続き実施してまいります。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

構成員 松戸東警察の〇〇です。

多機関連携につきまして、今回のこういう3虐待を統括する会議を行っているわけなのですけれども、会議の中では公開の関係もあって、難しいところもあるかもですけれども、こんな連携ができましたというような好事例を発表していただければいいのかなと思っております。

その発表というか好事例を出していくことによって、それぞれのセクションが一步前に出たリーダーシップを取ろうという気になったり、あとは連携の有機的な敷居が下がったりしていただければいいのかなと。そういった連携のモチベーションになるのであれば、内容をぼかした感じで好事例を発表していただければ、現場ではこんなこともやっていますよというような発表になるのかなと思いました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

事務局 この連携推進会議では、3虐待が連携した取組の推進を掲げております。

なお、公開の会議となっておりますので、公開できる内容については限定的になるかなと思うのですが、事務局で精査させていただきまして、公開可能な情報であれば、随時検討さ

せていただければと思います。

議長 ありがとうございます。

ほかに何かご質問やご意見等は、ございますでしょうか。

現在実施中の市民アンケートの結果につきましては、次回ご報告させていただく予定となっておりますので、そのときはぜひ、皆様から改めてご意見いただければと思います。

構成員 ありがとうございます。

事前質問⑧に追加ですけれども、1,000人程度を目安ということなのですが、全く分からないのでお聞きしたいのですけれども、この市が行うオンラインで行うようなアンケートに関しては、大体の規模感だったり、目安として1,000人を設定された背景であったり、ほかのアンケートで大体どれくらいの数になっているのか、何かそんな目安があって1,000人というのを設定されたのでしょうか。今回は完全にオンラインですので、お金はかからないわけですが、どのように目標値を設定されたのか。

そして、4月1日から年末までの6か月ですので、約1か月終わったわけですが、大体今の1か月のスタートダッシュのほう、大体何件くらいあったのかとか、詳細ではなくても規模感、お教えいただければと思います。

事務局 目標人数を1,000人とさせていただいた理由として、令和7年度第1回虐待防止連携推進会議においてご説明をさせていただいたかと思うのですが、虐待防止条例を制定している他の自治体に対して、過去に虐待防止条例に関する認知度調査等の実施有無についてヒアリングを行ったところ、実施したことがある自治体はありませんでした。

このことから、アンケートの目標人数についての参考として、過去にLINEを活用してアンケートを実施した実績のある担当課のほうにヒアリングを行ったところ、回答人数が1,000件程度であったことから、本アンケートについても1,000件程度を目安に設定しております。

また、本アンケートのテーマである虐待という言葉は、市民には、場合によっては否定的な印象を抱きやすい内容であり、回答することに心理的に抵抗感等があることも考えられることから、多くの回答を得ることは難しいのではないかと考えております。

なお、松戸市虐待防止条例のアンケートの回答状況になりますが、先日、もう既にご存じの方はいらっしゃるかなと思うのですが、松戸市の公式LINEを活用し、アンケートを周知させていただきました。現在の回答状況といたしましては、480件程度の回答が得られている状況になります。

今後、事務局からご説明したとおり、松戸まつりやふれあいフェスティバル、市役所内連絡通路もありますので、そういった場所を活用して、直接アンケートに回答いただけるような、対応を行っていきたいと思います。

以上です。

構成員 ありがとうございます。約半数ぐらいが、４８０件ぐらいが回答されたというところですので、この１，０００件というものの上積みも目指していけるのかなというふうに直感で思いました。

そして、研修会で、この前の事前質問のほうでも②とか③でも申し上げましたけれども、多くの世代に回答、研修を受けていただく。そして、このアンケートでいうと、回答していただくということも大事なかなと思います。

９月には、市内中学校３年の全児童生徒へチラシを配布するということですので、ここも一定のボリュームとして、回答があるかもしれないなと思います。そうしますと、こども、こどもの親であるとか、そういったところが回答するのかなと思います。

一方、若年の方はどうやって打っていくのか、高齢の方にどのように打っていくのか。３世代が満遍なくこういうふうに回答していただくと、偏りのないアンケートになるのかなと思いますので、そういった点も考慮しながら、検討していただければなと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、構成員の皆様から事前に頂戴したご意見に対する回答について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 松戸市虐待防止連携推進会議事前質問一覧に関しましては、いただいた質問への回答につきまして、お時間の都合上、一覧形式にてご回答させていただいております。

報告は以上になります。

議長 ありがとうございます。

◎その他

議長 最後に、次第５、その他ですが、構成員の皆様から松戸市虐待防止条例に関する情報で、共有したい内容や報告等がありますでしょうか。

構成員 情報共有、報告ではないのですが、ここまでの落ち穂拾いとして、追加の質

間というか、お聞かせいただきたいなと思ったことを申し上げたいと思います。

報告2のところ、〇〇構成員からいただいたご意見のことや、それから学校教育部の〇〇構成員からのコメント、重要な点だなと思いました。自分は専門ではないものですから、あまり明るくないのですけれども、少し耳学問で聞いた言葉として、マルトリートメントという言葉が教育分野では議論されているのだと思います。恐らく、避けるべき関わり方とか、不適切なしつけとか、そんな言葉で、かみ砕くような内容のことなのだろうと思います。

この虐待防止連携推進会議でも、これまでも繰り返し、虐待か否かが大事なのではなくて、虐待に及ぶ、もしくは虐待に相当する行為をしている方も支援が必要だというようなことも含めて、幅広に議論したほうがいいということは、繰り返し議論させていただいていることかと思います。それにも通ずるようなことだなというふうに、非常に注目をしている考え方だと思います。

お伺いしたいのは、特にこども、学校生活を送っていらっしゃる児童生徒にとって、例えば想像というか、例で申し上げますと、教室マルトリートメントというような言葉があるというふうに聞いております。ですので、例えば同級生同士、クラスメート同士で、ある児童生徒に対して、例えばいじめに相当するような対応や言動をした児童生徒がいたとして、その場に担任の先生や教職員の先生がいらっしゃって、それを注意しなかったら、結局容認していると周りの児童生徒が感じてしまう、例えばそんなことが一例なのかなと、不勉強ながら想像しますけれども、こどもにとって、最も近くにいる他人の大人の代表である教職員の先生方の存在ですとか言動、振る舞い、ご指導というのが、こどもに非常に重要な意味を持つのだろうと想像はいたします。

一方で、教職員の先生方に非常に過重な労働があって、教育現場が非常に疲弊しているというようなことも聞き及んでおりますので、先生方のご負担も軽減しつつ、現場がうまくこどもたちにとっていい環境になるようなことを目指していく必要があるのだろうと思います。

そういう意味で、現状もしお分かりでしたら、教職員の先生方にそのようなこと、いじめが駄目だとか、そんなのは当たり前のことだと思うのですけれども、いじめまではいかないにしても、いろいろなグラデーションが、この虐待でいえば、虐待か否かだけじゃないグラデーションと似たような話かなと思うのですけれども、そのような、マルトリートメントという言葉に相当するのかわかりませんが、教職員の先生方にどのような研修機会とか研さんの機会というのがあるのかなということをお聞かせいただければと思いました。

そして、少し関連することとしまして、学校の教職員の先生方のご負担軽減という意味も

多分大きいと思うのですけれども、部活動の地域移行ということが今、着実に進められている段階にあるのだらうと思います。そうしますと、今度は、地域で受け止める側の指導者に相当、なられる方々の、また知見といいますか、認識もより深めていただかないと、問題が起きてしまうというようなこともあるのだらうなと思いますので、そこまでウイングを広げて、また周知や教育をしていかなといけないということだらうなと、難しいことばかり言って、難題だとは思うのですけれども、現状と今後の大まかな方向性など、お聞かせいただけたら幸いです。

議長 ありがとうございます。

学校教育部〇〇構成員、いかがでしょうか。

構成員 ありがとうございます。

不適切なしつけ、学校でいうと、不適切な指導とか言動とかということになってくるのだと思うのですけれども、ご質問いただいた例えばいじめだとか、そういったことに関しての教職員への啓発ですけれども、目の前で起こったこと、それについては、おっしゃるとおり、その場でのある一定の指導というのが求められるかなと思います。ただその中で、その指導の内容を瞬時に判断して、言ってみればやり過ぎない指導になるだとか、教職員が感情的にならないというところが大事かなというところです。

あと、やはり家庭環境のことについても、家庭で起こっていることについてもそうなのですけれども、こどもたちからある一定の訴えだとか、先生の前で事が起こったとか、そういう場合には、やっぱり関係しているこどもたちへの聞き取りですとか、そういうものを重視して行って、決めつけにならないようなところが重要なかなというところで認識をしており、そうしたことは校長会を通して、各学校の校長、管理職からの指導ですとか、そういうところで、知識的な面での啓発というのに努めているところです。

やはり大学出たての若い教職員もおりますので、それだけで、まだそういったことに慣れていないと言うつもりはないのですけれども、そういった方の中で、慣れていらっしやらない方たちの中で、一歩引いてしまうだとか、不必要なことまで表現してしまうとか、そういうことが起こらないよう、注意深く各学校から指導を入れてもらっているところでもあります。

また、部活動に関しましては、おっしゃるように、やはり今後、地域展開していったときに、どういう方たちが指導者になっていくのか。よく言われていることが、日本全体の運動部のこれまでの経緯というか、どうしても指導、教え込みタイプというのか、それを根強く

持っていらっしゃる方もいらっしゃいますので、今後求められる、それもそういうふうに言われて何年もたつのですけれども、コーチング技術、生徒のやる気、こどもたちのやる気を引き伸ばす技術、そうした視点を持った大人たちのコーチング技術の向上に向けて、やはりそこはいろんな競技団体のところで、指導者が免許制の種目も増えているところですが、そういうようなところに今後期待しているところでもあります。

一応、今お答えできる範囲としてはここまでですが、よろしいでしょうか。

構成員 ありがとうございます。

難しいご質問だったと思うのですが、この会議体で話し合うことの延長線上にあるなと思ったので、お聞かせいただきました。ありがとうございました。

議長 ありがとうございました。

そうしましたら、本日の次第に沿った議事は以上で終了いたします。

それでは、事務局に司会をお返しいたします。

◎閉 会

事務局 構成員の皆様、どうもありがとうございました。

そうしましたら、事務連絡でございます。

次回の開催になりますが、令和9年2月10日水曜日10時から開催を予定しております。場所は今回と異なりまして、松戸市役所別館地下1階会議室となっております。詳細につきましては、追って構成員の皆様方にご連絡をさせていただきたいと思っております。

次に、本日、市役所の駐車場にお車をお止めの方は、駐車券を受付職員までお持ちいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和8年度第1回度松戸市虐待防止連携推進会議を終了いたします。

本日は、お忙しい中ご出席くださりまして、誠にありがとうございました。